

行財政改革推進審議会の進め方

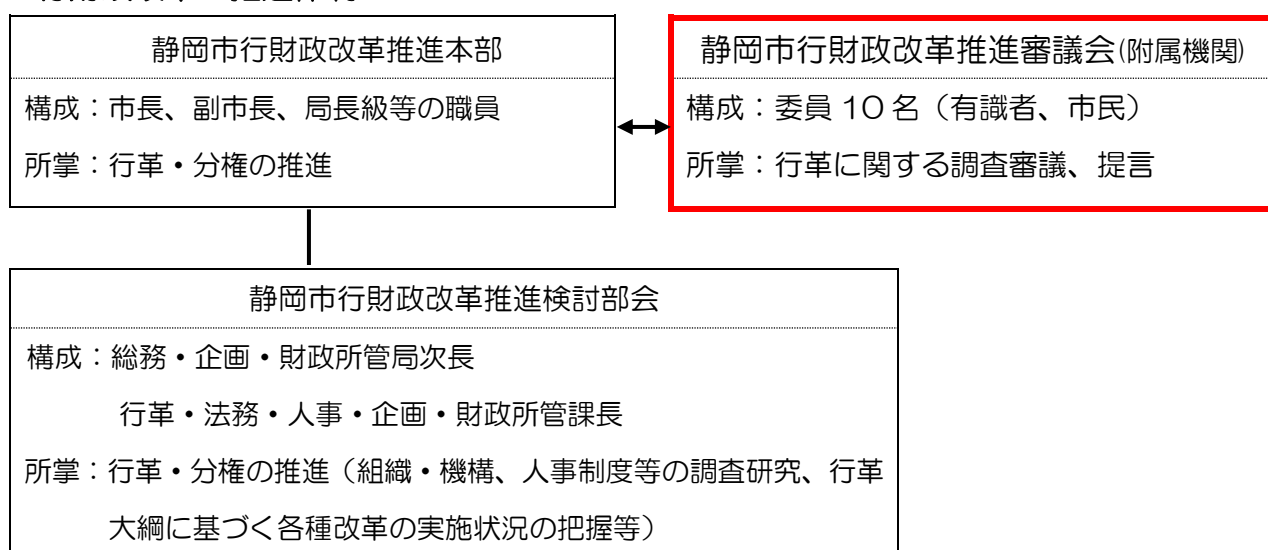
1 審議会の設置目的（条例第1条）

市の行財政の改善合理化について調査審議し、簡素で効率的な市政の実現に資するため

2 審議会の所掌事務（同第2条）

- (1) 市長の諮問に応じた市の行革推進に関する重要事項の調査審議
- (2) 行革の推進状況に関する提言

3 行財政改革の推進体制



4 第7期行革審の主な審議事項等（平成 28 年度）

(1) 第3次行財政改革前期実施計画の進捗管理（全2回：8月18日、9月2日）

- ・ 第3次行革前期実施計画登載事業の平成 27 年度実績の進捗管理（達成状況・今後の対応策・新規事業等への提言など）を行う。

(2) 審議テーマ（公的不動産の有効活用）の審議（全3回：9月30日～）

- ・ 市長が諮問する審議テーマ（公的不動産の有効活用）に対する審議（意見・提案・今後の方向性など）を行う。

※審議テーマの詳細は9月30日にご説明させていただきます。

(3) 諮問事項に対する市への答申（全1回：3月）

- ・ 諮問事項（審議テーマ：公的不動産の有効活用）の審議結果をまとめ、市当局への一部答申を行う。

5 第7期行革審スケジュール（予定）

【平成28年度】全7回

時 期		内 容
第1回	8月2日(火) 10:00~12:00	委嘱・委員自己紹介・意見交換・会長選任など
第2回	8月18日(木) 13:30~16:00	第3次行革前期実施計画の進捗管理(その1)
第3回	9月2日(金) 13:30~16:00	〃 (その2)
第4回	9月30日(金) 15:00~17:00	審議テーマ諮問(公的不動産の有効活用)
第5回	10月~11月 (未定)	審議1 (公的不動産の有効活用)
第6回	12月19日(月) 14:30~17:00	審議2 (公的不動産の有効活用)
第7回 (一部答申)	3月(未定)	審議テーマの一部答申

【平成29年度】全7回

時 期		内 容
第8回	6月~7月	答申に対する市の施策案報告など
第9回	8月	第3次行革前期実施計画の進捗管理(その1)
第10回	9月	〃 (その2)
第11回	10月	審議3 (公的不動産の有効活用)
第12回	11月	審議4 (公的不動産の有効活用)
第13回	1月~2月	審議5 (公的不動産の有効活用)
第14回 (一部答申)	3月	審議テーマの一部答申

※スケジュールは予定です。事業の進捗状況等により審議内容が変更になる場合があります。

静岡市行財政改革推進審議会条例

(設置)

第1条 静岡市は、市の行財政の改善合理化について調査審議し、もって簡素にして効率的な市政の実現に資するため、静岡市行財政改革推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市長の諮問に応じ、市の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 行財政改革の推進状況について提言等を行うこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市の行財政について優れた識見を有する者

(2) 市民

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (略)